

いのちを削る「高プロ制度」は廃止に！



福島みずほ参議院議員

★みずほが解説 高プロ制度の問題点 Q&A・対策★

必要なのは、残業時間の上限規制の強化、実効性の確保、勤務間インターバルの義務化などすべての労働者が健康とワーク・ライフ・バランスを確保、尊厳を持って働き続けられる労働法制です。

1Q. 高プロとは、なんですか？

A. 高度プロフェッショナル制度です。

一定の職種、一定の年収以上で、会社の決議で、本人が同意して、高度プロフェッショナルとなります。労働時間、休日、休憩、深夜業の規制がなくなります。割増賃金は払われません。

2Q. 時間ではなく、成果で評価される働き方はいいのではないですか？

A. 成果で評価されるとはなっていません。今の賃金制度でも成果型賃金体系はありますよ。賛否両論ありますが。

3Q. 裁量がある自由な働き方のほうがいいです。

A. 残念ですが、裁量という条文はありません。仕事の量を働く人は選べません。ですから、使用者に要求されるまま猛烈に働くことになります。

4Q. 1ヶ月休みをとって、アメリカやヨーロッパで勉強なんてできるかも。

A. 残念ですができないでしょう。仕事の量は選べないので、休めません。休むなら、高プロを外れて、ノーワーク、ノーペイという答弁もありました。

尊厳をもって働き続けられる法整備を



5Q. 高収入の特別の人だけでしょう。

A. 条文では、平均年収の3倍以上となっています。この年収にはパートも入っています。みんなの賃金が下がれば下がります。1075万円とも言われていますが、税金と保険料を控除すると手取りは800万円を切るというのが政府の試算。手取りのなかに住宅手当、家族手当、通勤手当なども入ります。

6Q. 年収1075万円以上、自分には関係ないよ。

A. 法律を変えればいくらでも下がります。現に、2005年、経団連は、400万円以上と提言をしています。

7Q. 新入社員も対象になりますか？

A. はい、なります。入社試験で、「高プロで働きますか」と聞かれて、「いいえ」と言えば、高プロ以外で働くことになるというのが、政府の答弁ですが、おそらく採用されないでしょう。

8Q. 労働者は、同意をしなければ、「高プロ」にならないので、問題ないのではないかと。

A. 使用者と労働者は対等ではありません。NOと言える人がどれだけいるのでしょうか。企画型裁量労働制も同じように労働者の同意を要件としています。どれだけの人拒否をしているのでしょうか。過労死している人もいます。政府は実態調査をしていません。

9Q. 労働時間の規制がなくなるというのは、どういことでしょうか？

A. 24時間48日間、働かせても違法ではありません。割増賃金という概念も無くなります。もちろん払わなくても違法ではありません。使用者は労働時間の管理をしなくてもよいのです。賃金台帳に、労働時間も深夜業なども書かれません。

社会新報

Social Democratic Party

社民党神奈川広報委員会



社民党の理念

平和 自由
平等 共生

2018年特別号
社会民主党神奈川県連合
〒231-0025
横浜市中区松影町2-7-21
電話045-681-2561

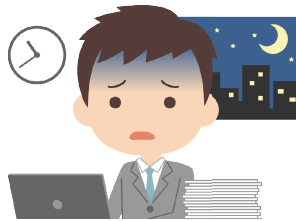
★みずほが解説 高プロ制度の問題点 Q & A・対策★

10Q. 使用者は労働時間を管理しないとして、全く何もしないのですか？

A. 使用者は健康管理時間を管理します。しかし、これを行わなくても労働基準法違反になるのではないのです。政府は答弁で、事業場内は、タイムカードやパソコンに電源を入れていたかによって把握し、毎日記録し、保存すると答弁。それができないときは管理監督者が現認すると答弁。事業場外は自己申告。これで把握ができるか疑問です。過労死しても立証が困難になります。

11Q. どんな業種が対象になるのですか？

A. 条文には業種は書かれておらず、政省令に委ねられます。つまり、法律改正をしないでいくだけでも拡大できるのです。



12Q. 女性はどうなるのでしょうか？

A. 労働時間の規制がないということは、バリバリ働くことを期待され、時間の制限なく働くことになるのではないのでしょうか。家事、育児、介護などの責任を持つ人は、高プロでは働けないのではないのでしょうか。

13Q. 高プロで働いていて、途中で育休はとれますか？

A. とれます。育休法に基づく支払いになります。しかし、高プロの給料の支払いの仕方が毎月30万円ずつで年末にどーんと払うという支払い方法だと、年の途中で高プロをやめるとどうなるのか大問題です。

♥専門家・弁護士による労働相談♥

賃金の不払い、不当解雇など

主催 神奈川労働相談ネットワーク

相談時間 13時～18時

申し込み ☎ 045-228-7774

※秘密は厳守します。

14Q. 高プロが途中で無効になった場合、賃金はどうなりますか？

A. 定額年収ではなくなるので、基本給プラス遡って、割増賃金を計算して支払うというのが政府の答弁。しかし、労働時間を管理してなくて、遡って割増賃金の計算ができるか疑問です。

15Q. 自由に働きたいので、必要な制度では。

A. 今でも、フレックス制や裁量労働制はあります。また、有給や欠勤で調整することもできます。今でもできますよ。

16Q. 会社の中で、みんなの賃金が頭打ちになるのでは？

A. その通りです。高プロ以上の給料の人が出てくるでしょうか。大臣は、役員や割増賃金を多くもらう人と答弁。役員は労働者ではないし、サービス残業が横行するのではないのでしょうか。

17Q. 過労死は増えますか？

A. 残念ながら、そう思います。過労死を考える家族の会の人たちは大反対をしてくれました。使用者は、割増賃金を払わなくてよくて、労働時間の管理をしないのであれば、過労死も「自己責任」「自分の管理が悪い」となるのではないのでしょうか。

18Q. どうしたらいいでしょう？

A. 法律廃案、法律改正、作動させない、会社の中で取組む、組合で取り組むなど、問題点を知らせやってみましょう。

購読お願い

月刊社会民主 650円 送料 78円

社会新報 1ヶ月700円 送料164円

